

特許法29条1項1号の「公然知られた」と 情報公開法による公開

——内型枠構造事件——

大阪地方裁判所 平成24年10月4日判決

平成22年(ワ)10064号 特許権侵害差止等請求事件

角 田 政 芳*

【要 旨】

本件判決は、特許権侵害訴訟における特許発明の新規性の有無と情報公開法に基づく公開との関係を示した初めての判決である。ただし、本件判決は、公知、公用、刊行物記載について、従来の判例学説とは異なる解釈を示しており、原告の請求を認容した結論には賛成することができるが、その理由には大きな疑問がある。

特許要件として新規性が求められている理由として、特許法が、公衆に利用可能となっている発明についてはその自由な利用を確保しているものと解釈することも求められているように思われる。そのような視点からは、新規性は、公衆に利用可能となっている発明でないことを意味することとなり、また、公衆に利用可能となっているかどうかは、その利用主体、利用客体および利用態様のいずれの面についても判断される必要がある。判旨は、むしろ、このような観点とは逆の立場に立っているように思われる。

【事 実】

X（原告）は、トンネル架設工事資材の設計製造、販売及び一般土木工事資材の設計製造、

販売等を目的とする株式会社であり、トンネル用セントル（トンネルの壁面にコンクリートを打設するための円筒形・半円筒形等の型枠）等の製造・販売等を主たる事業としている。

Xは、原告特許権1（特許番号：第3891210号、発明の名称：内型枠構造、出願日：平成17年9月27日、登録日：平成18年12月15日）と原告特許権2（特許番号：第3933674号、発明の名称：外型枠構造、出願日：平成17年9月29日、登録日：平成19年3月30日）の特許権者である。

原告特許権1の「特許請求の範囲」の記載は、以下の通りである。

【請求項1】

外型枠の内側に配されて、該外型枠との間でコンクリート製構造物を作製するための内型枠構造において、内型枠に設けた開閉窓と、外型枠と内型枠との間に設ける上記コンクリート製構造物用の鉄筋を形成するための足場用に用いられ、上記開閉窓より内側の収納位置と上記開閉窓より少なくとも先端部が外側に突出する使用位置とにわたり移動可能に設けられた足場形成部材とを具備することを特徴とする内型枠構造。

* 東海大学法科大学院 教授
Masayoshi SUMIDA

原告特許権2の「特許請求の範囲」の記載は、以下の通りである。

【請求項1】

アーチ状のコンクリート製構造物を、内型枠の外側に配して形成するための外型枠構造において、天井部分で2分割され、その分割部の各端面どうしが接離可能に設けられた2つの半割外型枠と、該2つの半割外型枠の各端面どうしを接離可能に連結する連結手段と、各半割外型枠の下端に固定された水平軸と、該水平軸に回動可能に支持されかつその水平軸に沿ってスライド可能に設けられた車輪と、各車輪の下側に設けられたレールとを具備し、上記連結手段の連結状態を緩めて両半割外型枠の端面どうしを少し離すことで、両半割外型枠の下端に固定された水平軸が、車輪に対し各半割外型枠の自重によりスライドすることで、上記両半割外型枠の下端が水平軸に沿う外方へ広がって上記コンクリート製構造物に対して離型するように構成されていることを特徴とする外型枠構造。

Y(被告)は、トンネル建設機械の設計・製作・販売・賃貸等を目的とする株式会社である。

(A) Yは、別紙物件目録1記載のトンネル用内型枠(以下「被告製品1」という。)を業として、製造し、販売あるいは貸渡している。

また、Yは、被告製品1を、平成19年、A(訴外)に、平成21年、B(訴外)にそれぞれ賃貸し、これらは、京都府相楽郡の工事現場(後述する祝園貯蔵庫工事)で使用された。

(B) また、Yは、別紙物件目録2記載のトンネル用外型枠(以下「被告製品2」という。)を業として、製造し、販売あるいは貸渡している。

Yは、平成21年、被告製品2をB(訴外)に販売あるいは賃貸し、これは、京都府相楽郡の工事現場で使用された。

被告製品1が原告特許発明1の技術的範囲に属することは当事者間に争いがない。

なお、原告特許2が有効であることも当事者間に争いはない。

そこで、Xは、Yの行為(A)、(B)が、それぞれ原告特許権1,2を侵害するものであるとして(原告特許権2については、均等侵害であるとして)、Yに対し、被告製品1,2の製造、販売、貸渡しの差止めと、同製品1,2及びそれらの半製品の廃棄を求めるとともに、原告特許権1の侵害の損害賠償として2,200万円(原告特許権1,2の侵害の有無についての審理が終了した後、Xは、原告特許権1の侵害の損害についてのみ主張、立証を重ね、その結果、同損害賠償の一部請求として2,200万円)を請求した。

また、Xは、原告方法及び同方法に用いる原告製品が、いずれも被告特許権を侵害するものでないとして、Yが、原告製品の製造、販売につき、同権利に基づく差止請求権を有しないことの確認を求めている。

Yは、原告特許権1につきその出願前、情報公開法により公開されていたことから、新規性および進歩性を欠くとの無効の抗弁等を提出した。

本件における争点は、(1)原告特許1の無効理由の存否のほか、(2)被告製品2の原告特許発明2の技術的範囲への属否、(3)原告方法及び原告製品の被告各特許発明の技術的範囲への属否、(4)被告特許の無効理由の存否、(5)先使用による被告各特許発明の通常実施権の成否、(6)損害、と多岐にわたるが、本稿の主題である争点(1)を中心として検討することとする。

【判 旨】

1. 乙4図面に基づく新規性欠如の有無

「ア 乙4図面の公開による出願前公知の有無(法29条1項1号)

被告は、乙4図面に原告特許発明1の発明が全て開示されており、情報公開法により公開されている結果、乙4図面に記載された発明は、原告特許1出願前に公然に知られた発明であると主張する。

乙4図面は、平成15年12月に作成された、祝園貯蔵庫工事に際して作成されたセントルの完成図面（概略構造図）であり、被告が、情報公開請求により入手、提出したものであって、第三者にも入手可能であったことが認められる（乙4の1・2）。

しかし、法29条1項1号による「公然知られた」とは、秘密保持義務のない第三者に実際に知られたことをいうと解されるところ、乙4図面が、原告特許1の出願日（平成17年9月27日）前に情報公開請求により第三者に対して開示されたことを認めるに足りる証拠はなく（甲33の1・2によると、開示された事実はなかったことが認められる。）、他に、乙4図面が上記出願日前に公然知られたことを窺わせる事実の主張、立証もない。

しかも、乙4図面は上述したとおり概略構造図であり、開閉窓より内側の収納位置から、開閉窓より先端部が突出する使用位置まで移動可能に設けられた足場形成部材が存在するかどうかまでを読み取ることは困難である。

したがって、乙4図面が情報公開の対象文書となっていたことのみを理由に、法29条1項1号の適用があるとはいえない。」

2. 乙4図面の刊行物該当性（法29条1項3号）

「被告は、乙4図面をもって、情報公開請求により公開されるべき文書であるから、情報公開法による情報公開請求が可能となった時点から、法29条1項3号の刊行物に該当すると主張する。

しかし、法29条1項3号の「刊行物」とは、「公

衆に対し、頒布により公開することを目的として複製された文書・図書等の情報伝達媒体」をいうところ、乙4図面は、頒布により公開することを目的として複製されたものとはいえない（請求があれば、その都度複製して交付することをもって、頒布ということはできない。）。

したがって、乙4図面を「頒布された刊行物」であるということとはできず、法29条1項3号の適用があるとはいえない。」

3. 祝園貯蔵庫工事に基づく新規性欠如の有無

3. 1 祝園貯蔵庫工事の実施による出願前公知の有無（法29条1項1号）

「被告は、原告が納入した内型枠を使用した工事が実施され、原告特許発明1が公然知られたと主張する。

たしかに、上記工事において、原告特許発明1を実施した構造の内型枠が使用されているところ（弁論の全趣旨）、上記工事の規模から考えて、多数の関係者が関与していることは窺える（弁論の全趣旨）。また、その装置の寸法が大きいことから（乙4の2、弁論の全趣旨）、守秘義務を負う工事関係者以外の者が、工事で使用された内型枠を目撃した可能性を否定することもできない。

しかし、守秘義務を負わない第三者が、単に、原告が納入した内型枠の存在を目撃したというだけではなく、祝園貯蔵庫工事に関係するなどして、原告特許発明1の構造を認識したということがあったと認めるに足りる証拠はない。

しかも、証拠…によると、上記工事は、防衛庁の施設であり、設備の具体的な内容（構造や強度など）は、高い機密性が求められることは容易に推認される。…

前記（1）アで述べたとおり、法29条1項1号の「公然知られた」というためには、実際に、

守秘義務を負わない第三者によって知られたことを要するところ、祝園貯蔵庫工事が実施されたことにより、同条項に該当する事態が発生したと認めることはできない。」

3. 2 祝園貯蔵庫工事の実施による出願前公用（公然実施）の有無（法29条1項2号）

「前記アのとおり、祝園貯蔵庫工事において、守秘義務を負う工事関係者以外の者が、原告特許発明1が実施された内型枠を目撃した可能性を否定することはできない。

しかし、法29条1項2号の「公然実施」というためには、不特定の者が発明の内容を知り得る状態で実施することを要するところ、上述したような、目撃しただけで、原告特許発明1の内容を知ることができたとは認められない。また、目撃の可能性があっても、具体的な目撃の状況については、これを認めるに足る証拠もない。

したがって、祝園貯蔵庫工事を実施したことをもって、公然実施があったということはいえず、法29条1項2号の事由があるとはいえない。」

【研究】

1. 本件判決の判例上の地位

本件判決は、特許権侵害訴訟における無効の抗弁ないし権利行使制限の抗弁における特許発明の新規性および進歩性の有無および被告の先使用权の成否が争われた事例であるが、その新規性の有無に関して、初めて情報公開法に基づく公開との関係を示した判決である。

とくに、今後増大することが予想される国民の知る権利に基づいて立法された「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号。以下「情報公開法」とい

う。）における閲覧可能性と公知や、開示請求に対する複写・交付と頒布、さらに防衛施設工事における守秘義務と公用に関する判決という点で注目すべき判決である。

なお、本件判決は、「公然と知られた発明」、「頒布された刊行物に記載された発明」および「公然と実施された発明」について、従来の判例学説とは異なる解釈を示しており、実務上も、理論上も検討を要する判決例である。

本件判決が、原告の特許発明の新規性を認めて、原告の請求を認容した結論には賛成することができるが、その理由には大きな疑問がある。

特許法が、特許権による保護に値する発明に新規性を求めている趣旨は、既存の技術に特許を与えても科学技術の発展に貢献しないからであるというインセンティブ論もあるが¹⁾、新規性を欠く特許発明に関する特許権の効力を否定している現行特許法においては、むしろ特許法が公衆に利用可能となっている発明については第三者の自由な利用を確保しているものと解釈することも求められているように思われる²⁾。

この点で、EU諸国、例えばドイツ特許法第3条が、「新規性のある発明とは、「技術的水準に属していない発明」であって、その技術的水準とは、「書面若しくは口頭による説明、実施又はその他の方法によって公衆の利用に供されたすべての知識」をいうものとされているのと同様である。ドイツ特許法における技術的水準に属する発明とは、「公衆の利用に供されたすべての知識」であって、「公衆の利用に供される」方法には、「書面若しくは口頭による説明、実施又はその他の方法」があるとされている。このドイツ特許法においては、特許法が新規性を特許要件としている理由は、特許法の目的に由来するものとされており、既に存在しているか、公衆の利用可能になっている発明には権利を付与すべきではないからだと説明されている³⁾。

そのような視点からは、新規性は、公衆に利

用可能となっている発明でないことを意味することとなり、また、公衆に利用可能となっているかどうかは、その利用主体、利用客体および利用態様のいずれの面についても判断される必要がある。判旨は、むしろ、このような観点とは逆の立場に立っているように思われる。

本件判例評釈では、新規性に関する判断に論点を絞って、問題点を検討することとする。

なお、本件では、情報公開法と新規性の関係が問題となるので、判旨の検討の前に、本件文書の情報公開法上の取り扱いに触れておきたい。

2. 情報公開法と本件文書

本件における乙4図面は、情報公開法にいわゆる「行政文書」であり、同法3条は、「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長（前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。」と規定している。

この行政文書開示請求権を有する者は「何人も」とされており、法人、外国に居住する外国人も含まれるものとされている⁴⁾。開示請求ができる対象は、原則として、行政機関が保有しているすべての行政文書とされており、個人情報等、私人の権利利益の保護や取引の保護のために必要な、いわゆる不開示情報が記載されている場合を除いて、「行政機関の長は、開示請求があったときは、…開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」とされている（同法5条）。その開示決定は、開示請求があった日から30日以内にしなければならないものとされており（同法10条1項）、開示の実施は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定め

る方法により行うものとされている（同法14条）。現在、オンラインによる開示も行われている⁵⁾。閲覧に当たっては、デジタルカメラ等による撮影も原則として認められている。

本件における乙4図面も、Y自身が防衛省の地方防衛局のひとつである近畿中部防衛局の局長から開示決定（同法9条）を受けているように、誰でも、乙4図面の開示を請求することができ、これに対して近畿中部防衛局の局長は開示義務を負い、開示請求者は、これを閲覧又は写しの交付により、開示を受けることができるものである（同法14条）。

したがって、乙4図面は、開示請求があった日から30日以内にその開示決定がなされ（同法10条1項）、その閲覧又は写しの交付による開示を受けることができるものということができる。

3. 本件判決における公知の解釈（判旨第1点）

判旨は、「公然知られた」とは、「秘密保持義務のない第三者に実際に知られたことをいうと解される」とした。

この点に関する判例は、「公然知られ得る状態になっただけでは足りず、公然知られたことを要する」とするものと⁶⁾、公然知られ得る状態になっていればよいとするもの⁷⁾に分かれていた。本件判旨は、前者の立場に属するものである。

この点に関する学説も、現実に知られたことを要するとする見解と⁸⁾、公然知られ得る状態にあれば足りるとする見解に分かれる⁹⁾。前説が根拠として掲げるのは、特許法29条は新規性喪失事由として、公知の他に、公用と刊行物記載を規定しており、後説のように解すると、公用と刊行物記載を別途定めた意味がなくなることを挙げているが、公用と刊行物記載の発明は、公衆に利用可能にされている態様を具体化して、立証方法を提示しているにすぎない。

ここで、「公然」の意義については、判例は、守秘義務を負う者以外の者において、という意味と解するにいたっているということができ¹⁰⁾、学説は、なお、守秘義務を負う者以外の者においてとする見解¹¹⁾と知り得た者の人数を問題とする見解¹²⁾に分かれる。「公然」とは、守秘義務を負う者以外の者において、という意味であると解すべきであり、知り得る者が不特定か特定かという人数は問題にするべきではない。この守秘義務を負う者には、法律上、契約上等守秘義務を負う者が含まれるほか、社会通念上や商慣習、秘密にすることが暗黙のうちに求められ、期待される場合にも生じるものとされている¹³⁾。

公知といえるからには、守秘義務者以外の者に知られ得る状態になっていることが必要であるが、単にそれらの者が閲覧可能になっていれば良いわけではなく、その文書に当業者が特許発明の内容が理解できる程度に記載されていないと解される。公知の判断においては、利用主体、利用客体、利用態様が検討されなければならない。乙4図面から特許発明を読みとることが困難であるとして、利用客体として不十分との理由で、結局公知発明とはいえない、とした点は正しい。

4. 本件判決における「頒布された刊行物」(判旨第2点)

判旨は、乙4図面の刊行物該当性(法29条1項3号)について、「法29条1項3号の「刊行物」とは、「公衆に対し、頒布により公開することを目的として複製された文書・図書等の情報伝達媒体」をいうところ、乙4図面は、頒布により公開することを目的として複製されたものとはいえない(請求があれば、その都度複製して交付することをもって、頒布ということとはできない。)」としている。

判旨が、「公衆に対し、頒布により公開する

ことを目的として複製された文書・図書等の情報伝達媒体」をいうとした点は、従来の判例¹⁴⁾を踏襲したものであるが、「請求があれば、その都度複製して交付することをもって、頒布ということとはできない。」とした点は、従来の判例とは異なっている。

「頒布」の意義に関する従来の判例は、原本が閲覧可能な状態におかれて、複製の要請があれば複製物の作成・交付の態勢が整っている場合には、実際に複製物の交付がなくとも、頒布されたものと認めてきたからである¹⁵⁾。

しかしながら、特29条1項3号の規定は、「頒布された刊行物」と定めており、原本が閲覧可能となっただけではなく、複製物が「頒布」つまり譲渡または貸与された時点で、その複製物によって公衆に利用可能となった発明に特許を与えないこととしているのであって、原本が閲覧可能となっただけでは、公知発明となったといふべきであり¹⁶⁾、適用条文が異なるはずである。

「頒布された」の意義については、従来の判例は、「外国において発刊頒布された刊行物であつても、わが国の特許庁に到達し同庁資料館に受け入れられた以上は、上記刊行物は旧特許法第4条2号にいう「国内ニ頒布セラレタル刊行物」と解する」として、閲覧可能な状態になったことを意味するものとしたものもあった¹⁷⁾。

その後、「原本自体が公開されて公衆の自由な閲覧に供され、かつ、その複製物が公衆からの要求に即応して遅滞なく交付される態勢が整っているならば、公衆からの要求をまってその都度原本から複製して交付されるものであつても差し支えないと解する」とするに至っている¹⁸⁾。学説も、この点に関しては異論がないものと思われる。

この点に関する本件判旨は、従来の判例学説に真っ向から対立している。

本件原告の主張も、情報公開法に基づく開示

は、いわゆる不開示情報であるかどうかの判断を経て行われることを理由として、「原本自体が公開されて公衆の自由な閲覧に供されているわけではない。」というものであったのに、判旨は、この原告の主張には答えていない。

本件における乙4図面が情報公開法にいう文書に当たることは明らかであり、公開請求がなされれば、開示して閲覧に供し、複写させるものとなっているのであるから、従来の判例がいう「公開的性質の文書、図書等の情報伝達媒体」であること自体は否定せず、しかし、「頒布された」とはいえないとしたこととなる。判旨は、このような請求に応じた複製物の交付は、「公衆に対し、頒布」したことにはならないと考えていることとなる。

しかしながら、「頒布された」の意味を「閲覧可能におかれた」と解する従来の判例学説は、発明の技術的内容が知られ得る状態になっている場合には特許権を付与すべきでないとの理念を実現しようとする解釈論であり、判旨のように、実際に複製物が交付されただけでも頒布されたとはいえないとするのは、このような理念に反する解釈といわざるを得ない。判旨の立場に賛成することはできない。

前記「公知」に関する判旨のように、本件文書には、当業者が特許発明の内容を知ることができる程度に記載されているとはいえないというのであるから、その利用主体、利用客体、利用態様のうち、利用客体が不十分として「頒布された刊行物」に該当しないと結論を導くべきであったこととなる¹⁹⁾。

5. 本件判決における公用の解釈（判旨第3点）

判旨は、「法29条1項1号の「公然知られた」というためには、実際に、守秘義務を負わない第三者によって知られたことを要するところ、祝園貯蔵庫工事が実施されたことにより、同条

項に該当する事態が発生したと認めることはできない。」とし、「法29条1項2号の「公然実施」というためには、不特定の者が発明の内容を知り得る状態で実施することを要するところ、上述したような、目撃しただけで、原告特許発明1の内容を知ることができたとは認められない。」としている。

すなわち、公知については、判旨第1点において述べたように、守秘義務を負わない者に知られたことを要するとする見解に立っている点で疑問である。ただし、判旨が、「その装置の寸法が大きいことから…、守秘義務を負う工事関係者以外の者が、工事で使用された内型枠を目撃した可能性を否定することもできない。」としながら、「しかし、守秘義務を負わない第三者が、単に、原告が納入した内型枠の存在を目撃したというだけではなく、祝園貯蔵庫工事に関係するなどして、原告特許発明1の構造を認識したということがあったと認めるに足りる証拠はない。」としており、守秘義務を負わない者が当該発明を知り得る状態で実施されているとはいえないであろうから、公知に当たらないとした結論は正しい。

「公然実施された発明」に関する従来の判例も、公知の場合と同様に、不特定多数の者に知られたことを要するとするもの²⁰⁾と、知られ得る状態で実施されていることで足りるとするもの²¹⁾とに分かれていた。

また、公然実施された発明といい得るためには、公知、刊行物記載の場合と同様に、守秘義務を負わない者が、対象となる製品を解析すれば、発明の内容を理解することができることを要する²²⁾。市販されている製剤を解析して、その製剤が特許発明の構成を備えたものであり、当該特許発明の方法により製造されたことを知ることが、当業者が通常利用可能な分析技術によっては極めて困難な場合には、公然実施された発明とはいえないとされる²³⁾。

「公然実施された発明」に関する学説については、かつては公然知られた場合であるとする見解もあったが²⁴⁾、知られ得る状態で実施されたこととする見解²⁵⁾が通説である。ここでも、「知られ得る状態」の存否については、利用主体、利用客体、利用態様が検討されなければならない、守秘義務を負う者以外の者にとって、当業者であれば理解可能な内容で特許発明が開示されており、開示の方法は実施の方法によっているかどうか判断されなければならない。

その意味で、判旨が「目撃しただけで、原告特許発明1の内容を知ることができたとは認められない。」として、利用客体と利用態様において不十分として、本件における公然実施を認めなかった点は、妥当な判断といえることができる。

注 記

- 1) 東京地判平成17. 2. 10判時1906号144頁「ブラニユート顆粒事件」は、「既に社会的に知られている技術手段に対して独占権を付与する必要はなく、また、そのような技術的手段に対して独占権を付与することは自由な技術の発展をかえって妨げることになりかねない」と述べている。
- 2) 渋谷達起『特許法』2013年54頁は、「新規性の要件は、競争者が在来技術の自由な実施を妨げないようにするための要件である」とされているが、同様の趣旨と思われる。
- 3) Rudolf Krasser, Patentrecht. 6. Aufl. 2009. S. 286-7
- 4) 宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説〔第4版〕』2008年39頁
- 5) 宇賀・前掲注4) 122頁参照。
- 6) 東京地判昭和48. 9. 17無体集5巻2号280頁「スプレーガン意匠事件」。同旨の判決として、東京高判は昭和54. 4. 23無体集11巻1号281頁「サンドペーパー・グラインダー事件」、東京高判は昭和54. 5. 30取消集昭和54年685頁「電子オルガン事件」などがある。
- 7) 東京高判昭和51. 1. 20無体集8巻1号1頁「パチンコ球計数器事件」は、「意匠原簿が閲覧可能であり、したがって、それが公開されているものである以上、引用例は本件実用新案登録出願時

において公然知られていたものといわねばならない。」としていた。

- 8) 吉藤幸朔『特許法概説（第13版）』76頁、高林龍『標準特許法（第3版）』2008年49頁。
- 9) 紋谷暢男『知的財産権概論（第3版）』2012年115頁。中山信弘『特許法（第二版）』2012年121頁は、「秘密状態を脱した発明」としている。渋谷達起・前掲書63頁は、「不特定人によって知られたといえる状態にある発明をいう。」とし、「知られたといえる状態は、知られうる状態を含む。」とされているが、知られたことを要するか否かについては言及がない。
- 10) 知財高判平成12. 12. 25判例集未掲載「6本ロールカレンダー事件」特許判例百選（第4版）第10事件<角田>
- 11) 角田政芳「公知の意義と守秘義務」特許判例百選（第4版）第10事件解説参照。
- 12) 高林龍・前掲注8) 49頁
- 13) 前掲注10)「6本ロールカレンダー事件」
- 14) 最判昭和55. 7. 4民集34巻4号570頁「一眼レフカメラ事件」、最判昭和61. 7. 17民集40巻5号961頁「箱尺事件」。
- 15) 前掲注14)「一眼レフカメラ事件」
- 16) 東京高判昭和34. 8. 18行集10巻8号1552頁「排水装置事件」
- 17) 最判昭和38・1・29昭和36(オ)1180「テトラポット事件」
- 18) 最判・前掲注14)「一眼レフカメラ事件」。もっとも、この事件においても、本件の場合とは異なり、実際には、特許出願（1962年12月12日）前の同年10月4日実用新案登録により公衆の閲覧に供され、同年10月15日から11月14日には、複写物が交付されていた。
- 19) 東京高判平成3. 30. 1判時1403号104頁「置換ベンジルアルコール事件」も同旨。
- 20) 東京高判昭和49. 6. 18無体集6巻1号170頁「壁式建造物事件」
- 21) 大阪地判平成13. 2. 27平成12(ワ)290「ホイールクレーン杭打機事件」。本件判決は、「不特定人が知り得る状況の下で使用された」と認められる。」としながらも、「そして、そのような状況で使用されたにもかかわらず、現実には不特定人に知られなかったことをうかがわせるに足る証拠はないから、ラフタークレーン搭載型杭打機は、本件発明の出願前に行われた上記(3)ア記

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

載の工事で公然と使用されたというべきである。」としている。

- 22) 東京地判平成17. 2. 10判時1906号144頁「プラニユート顆粒事件」
- 23) 東京地判平成17. 6. 17判例時報1920号121頁「低周波治療器事件」は、「被告製品1は本件発明の技術的範囲に属するものであるが、本件発明は、被告製品1を分解して解析しても、それだけでは発明の内容の全部を知ることができないもの

である。……本件発明は出願前に公然実施されていたとはいえず、新規性を欠くとはいえない。」とした。

- 24) 兼子一・染野義信『工業所有権法』1969年90頁
- 25) 紋谷暢男・前掲注9) 115頁, 渋谷達起・前掲注2) 64頁, 中山信弘・前掲注9) 123頁, 高林龍・前掲注8) 50頁など。

(原稿受領日 2013年7月22日)

